

	要件	特例割合（期間）	取得期間	根拠法令 ※法とは地方税法を指し、 条例とは甲州市税条例を指す。	主な添付書類
先端設備等導入計画に基づき取得したもの	・先端設備等導入計画に基づき取得したものであること。 ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたものであること。 ・中古資産でないこと。 ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 ・<u>賃上げ表明 1.5%以上であること。</u>	1/2（3年間）	R7. 4. 1から R9. 3. 31	法附則第15条第42項	・先端設備導入計画の認定書 ・投資計画に関する確認書の写し
	・先端設備等導入計画に基づき取得したものであること。 ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたものであること。 ・中古資産でないこと。 ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 ・<u>賃上げ表明 3%以上であること。</u>	1/4（5年間）			【賃上げ表明ありの場合】 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し 【申告者がリース会社の場合】 ・固定資産税軽減計算書およびリース契約書の写し